

平成29年度 第1回行財政改革推進委員会 議事録（要旨）

- 1 日時 平成29年7月5日（水） 18：30～20：55
- 2 場所 旭川市総合庁舎2階 秘書課第2応接室
- 3 出席者 秋山委員，浅沼委員，梅津委員，川邊委員，篠原委員，増田委員
（事務局）総務部行政改革課 田澤部長，小島課長，松田主幹，松浦課長補佐，
青葉主査
（所管課）福祉保険部介護高齢課 菅原課長，平山課長補佐，鷹觜係長，
小松主査，中岡，長田，鎌田
- 4 公開・非公開の別 公開
- 5 会議資料
 - (1) 次第
 - (2) （資料1）平成29年度旭川市行財政改革推進委員会委員名簿
 - (3) （資料2）旭川市行財政改革推進委員会条例
 - (4) （資料3）旭川市行財政改革推進委員会の会議公開等に関する取扱い（案）
 - (5) （資料4）これまでの行政評価の取組の概要
 - (6) （資料5）行政評価実施要綱
 - (7) （資料6）諮問書
 - (8) （資料7）平成29年度の行政評価について
 - (9) （資料8）旭川市の財政事情
 - (10) 行政評価シート
 - ① 老人福祉施設等建設補助金
 - ② 介護保険居宅サービス利用料負担軽減対策費
 - ③ 老人クラブ・高齢者いきいの家運営費
- 6 議事要旨
 - (1) 委嘱状の交付
 - (2) 岡田副市長挨拶
 - (3) 会長の決定
委員の互選により川邊委員が会長となることに決定した。
 - (4) 諮問書の交付
岡田副市長から川邊会長に諮問書（資料6）を交付した。
 - (5) 旭川市行財政改革推進委員会の運営について
事務局から資料3の内容を説明し，会議の公開等の取扱いについて案のとおりとすることに決定した。
また，資料4～資料8に基づき，これまでの行政評価の取組の概要，行政評価実施要綱，平成29年度の行政評価，旭川市の財政事情について説明した。
 - (6) 行政評価
所管課から行政評価シートに基づき，事業の概要を説明した後に質疑応答を行った。
概要は次のとおり。

●老人福祉施設等建設補助金

(委員)

収支状況の表における正職員0.2人工とはどのようなことか。

(所管課)

この補助金業務に携わる市職員一人の業務量が年間で20%を占めるという意味である。

(委員)

1床当たり350万円の補助単価について、建設コストを算定根拠にしているのか。

札幌、函館、旭川では建設コストは違うと思う。

札幌は1床当たり260万円、函館は1床当たり創設・増設の場合は354万円、改築の場合は425万円となっている。

また、不正受給を防ぐための補助金の審査や事後の検証はどうしているのか。

(所管課)

350万円は建設コストを加味して設定してはいない。

特別養護老人ホームは今後3年間の見通しの中で整備する床数を旭川市が決め、プロポーザル方式で決定することになり、運営方針や経営状況等を審査し、事業者となる社会福祉法人を決定している。

事後の検証としては、指導監査課において定期的に監査を実施している。

(委員)

監査で指摘や見直しされたことはあるのか。

(所管課)

社会福祉法人については、事務的なミスはあるが、不正と認定されたことはこれまでなかったと思う。

(委員)

実態として施設数は充足していけるのか。

小さい施設を複数作るより大きい施設を作ったほうが効率的だと思う。

(所管課)

高齢期における住まいの在り方は多様化しており、特別養護老人ホーム、グループホーム、サ高住など様々である。

特別養護老人ホームは要介護3以上の方が入居できる施設であり、有料老人ホームが多くなったこともあり待機者は減少傾向にある。

介護施設で働こうとする人が少なく、施設数をなかなか増やせないといった問題もある。

現在の本市の高齢者11万人について、2025年をピークに減少する見通しであり、今後どの程度特別養護老人ホームを整備するか検討していかなければならない。

(委員)

金沢市、豊田市など旭川市より財政状況が良い市にこのような補助制度がないのはなぜか。

(所管課)

他市において制度がない理由は把握していない。

(委員)

収支状況の表において、市債を収入の欄に計上しているが、将来償還しなければならないことを考慮すると、この分も市の負担になっているということをわかるようにしたほうが良いと思う。

また、補助金を出すことで参入者が増えて、質の低下が起きることもある。350万円の根拠をもう少し知りたかった。

(委員)

補助金は現状維持が良いのか、削れる可能性はあるのか。

(所管課)

待機者は減ってきているが、高齢者はまだ数年は増えていくので、特別養護老人ホームの整備は必要である。

例えば、80床の特別養護老人ホームを整備するとすれば、約17億円の建設費用がかかり、この補助金が2億8千万円、残りは自己資本と低利融資により賄うことになるが、補助単価を下げれば借入が増えることによりリスクが高まり、参入しようとする事業者が減ると思う。当面は現状の単価を維持しつつ特別養護老人ホームの整備を進め、中長期的な需要予測の中で、必要ないと判断した時には建設自体を認めないということも将来的には出てくると思う。

●介護保険居宅サービス利用料負担軽減対策費

(委員)

認定者数が減少していることに関連して、この制度を知らないケアマネも多いのではないかと。周知する取組が必要ではないか。

(所管課)

いきいき長寿の手引という冊子や市のホームページで周知している。

ケアマネも経験年数の違いにより、人によって制度全般の理解度も異なることから、周知の方法について考えていきたい。

(委員)

包括支援センターの状況はどうなっているのか。

(所管課)

国は中学校区に1か所との目安を示しているが、本市の現状は11か所である。

きめ細かい地区割りはしていないが、高齢者数に見合った職員数は配置している。

(委員)

認定者が減ってきている理由は何か。

(所管課)

前年度この制度を利用した方に対しては勸奨通知を送付しているが、亡くなるなどで減少している。

(委員)

市として認定者数を増やしたいのか。財源確保との兼ね合いをどう考えているのか。

(所管課)

必要なサービスは必要な方に行き渡るようにしたいと考えている。

一方で財政的な面もあるので、他市と比べ手厚い部分は見直す必要はあると思う。

(委員)

申請主義の中で、潜在的な人達がいると思う。もう少し細かい現状の把握が必要だと思う。

(所管課)

地域住民の力も借りながら地域包括支援センターが核となって、そういった方々をどのように支援に結び付けていけるかが課題であり、その辺を重点的に進めていきたいと考えている。

(委員)

非課税世帯、資産状況の把握はどうしているのか。

(所管課)

市民税課、資産税課への照会により把握している。

(委員)

市は調査権限がない中で、できることに限りはあるが、審査は厳格に行う必要があると思う。マイナンバーはまだ全然機能していない。

(所管課)

審査については今後もしっかりやっていきたいし、人事異動で担当が変わってもしっかり引き継ぎを行いたい。

(委員)

ほとんどの中核市でこのような制度を設けていない理由は何か。

(所管課)

確認したことはない。

(委員)

手続、審査等に係る事務処理の流れはどうなっているのか。

(所管課)

申請書、承諾書、通帳の写し、年金関係書類の写し、経費のわかる資料を提出してもらい、市民税課と資産税課で扶養状況ですとか資産の状況の照会を行い、対象者の要件に当てはまるか審査を行っている。

また、事業者が市に負担軽減を行った額を請求するのですが、その額が保険請求部分に該当するかの確認を行っており、それがかなりの件数があるため時間を要しており、効率化できる余地があるか検討課題である。

(委員)

利用者1人当たりの軽減額はどの程度なのか。

効率化を考えると月単位でなく年単位で処理することができないか。

(所管課)

約940万円で対象者が103人なので約9万円。

一件一件書類をチェックするというだけでは年間でも変わらない。あとは、事業者さんにお支払いするのもそれだけ遅くなる。

(委員)

大事なことは分かるが、効率的なものを考えた時、他の給付形態に変えるとか、給付のコストも考えた方がよい。他の中核市が実施していないのは、そういったところに要因があるのかなとも思う。

●老人クラブ・高齢者いこいの家運営費

(委員)

元気な高齢者に補助金を交付していることになる。

元気な60～70歳の高齢者と20～30歳代の若者の所得水準は、前者のほうが高いと思う。

対象とする高齢者の年齢を上げてよいと思う。基準を変えて若者にお金を回すべきではないか。

活動加算額についても、元気なのに市が補助金を交付する必要があるのか。

(所管課)

介護予防という観点から必要な事業であると考えている。

ただ、高齢者も多様化しており、受益者負担ということも考えていきたい。

(委員)

決算報告について、留保財産や備品の管理も含めて審査しているのか。

(所管課)

収支決算書、通帳、領収書などを一件一件確認しているが、資産の確認まではしていない。

老人クラブへの補助金は年間数万円、いこいの家の補助金は家賃の支払いがある場合は30万円～50万円であり、留保は難しい。

(委員)

基本的には元気な方が対象になるのか。

(所管課)

平成28年度から活動加算の制度を設け、老人クラブの目的である「健康」、「友愛」、「奉仕」の三大テーマに基づいた取組に対して支援を行うことにしている。

「健康」は認知症予防や地域包括支援センターを活用した健康講座、「友愛」は単身世帯への訪問、小中学生との交流、登下校時の見守り、「奉仕」は公園などの清掃活動などが対象となる。

その他、老人クラブではカラオケやパークゴルフなどの活動を行っていることが多い。

(委員)

活動の参加費はどうなっているのか。

(所管課)

老人クラブは年会費が1,000円～2,500円程度、行事参加費は別途徴収している。

(委員)

2つの補助金の統合の見通しはあるのか。

(所管課)

老人クラブの活動拠点としていこいの家を活用しているところが多く(80か所程度)、その場合、いこいの家の運営委員会と老人クラブの役員が重なっている。

こういう部分の統合を考えていきたい。

●全体の総括

老人福祉施設等建設補助金については、「A 継続」という方向で整理したい。

介護保険居宅サービス利用料負担軽減対策費については、「B 見直し」とし、事務の効率化や周知の徹底、中核市で実施していない市も多いということが課題として挙げられる。

老人クラブ・いこいの家運営費については、「B 見直し」とし、元気な高齢者に対する補助金の在り方が課題として挙げられる。事業が始まった昭和30年代と就労環境も変わっているし、今の時世と財政に合わせて少し対象年齢を検討する必要がある。

事務局で整理をして、後日、再度確認したい。